

地球にやさしい「エコな暮らし」を 支援する補助金を紹介します！

近年、地球温暖化をはじめとした環境問題に対処するため、省エネルギーやごみ減量化などの取り組みが促進され、ライフスタイルの転換が求められています。持続可能な社会を実現するため、村では、エコな暮らしを促進する補助金を支給しています。この機会に日常生活を見直し、環境に優しい取り組みを始めてみませんか。申し込みにあたっては、補助要件などの詳細を村公式ホームページで必ずご確認ください。



▲詳細はこちら

1. 環境配慮型設備設置費補助金

太陽光発電システム、蓄電システム、雨水貯留タンクを設置する費用の一部を補助します。

区分	太陽光発電システム	蓄電システム	雨水貯留タンク
対象者	村内に住所を有し、自らが居住する戸建て住宅に対象設備を設置した方		
補助対象となるもの	太陽電池の出力が10キロワット未満で、電力会社と受給契約を結び、余剰電力買取契約を結んでいる太陽光発電システム(未使用品)	発電出力10キロワット未満の太陽光発電システムに接続されており、国の補助事業における補助対象設備として登録されている蓄電池(未使用品)	容量が100リットル以上で、一般に販売されている雨水貯留タンク(未使用品)
補助金額	3万円/キロワット (上限12万円)	10万円/台	設置費用の2分の1 (上限3万円)
申請期間	売電開始日から6か月以内	設置から6か月以内	

2. 省エネ設備設置補助金

リフォーム等により既存住宅に高断熱窓を設置する費用の一部を補助します。

対象者	村内の戸建て住宅の所在地に住所を有し、内窓設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかの方法でリビング等の主たる居室(日常生活上、在室時間が長い居室等)の全ての窓に高断熱窓を新たに設置する方
補助対象となるもの	国が実施する補助事業の対象製品として登録されている窓またはガラス
補助金額	設置に係る費用の2分の1(上限10万円) ※村内に本店を置く業者に設置を依頼する場合は、設置に係る費用の4分の3(上限15万円)となります。
申請時期	設備の設置前

3. 省エネ家電設置費補助金

高効率なエアコン・冷蔵庫(以下、「省エネ家電」とする)を購入する費用の一部を補助します。

区分	エアコン	冷蔵庫
対象者	村内に住所を有し、自らが居住する村内にある住宅に省エネ家電を設置した方	
補助対象となるもの	「省エネ型製品情報サイト」(右の二次元コードからアクセス可)に記載されている「統一省エネラベル」の多段階評価点が4.0以上の省エネ家電(未使用品)	
補助金額	機器本体価格の2分の1(上限2万円)※村内に本店を置く業者から購入・設置する場合は、機器本体価格の4分の3(上限3万円)となります。	
申請期間	機器設置から6か月以内	



4. クリーンエネルギー自動車普及促進補助金

電気自動車(EV)やビークルトゥホーム(V2H)システム、電気自動車(EV)用急速充電器の設置費用の一部を補助します。

区 分		①電気自動車(EV)	②ビークルトゥホーム(V2H)システム	③電気自動車(EV)用急速充電器
対象者	個人	村内に住所を有する方		
	事業者	村内に本店・支店・事業所を有する事業者		
補助対象となるもの		国が実施するグリーンエネルギー自動車の導入に係る補助金対象の電気自動車(新車)	国が実施するビークルトゥホーム(V2H)システムの導入に係る補助金対象の設備(未使用品)	国が実施する急速充電設備の導入に係る補助金対象の設備(未使用品)
補助金額		10万円/台 ※①・②を合わせて導入する場合は、補助金額が30万円/組となります。		設備の本体価格の5分の1(1,000円未満切り捨て、上限100万円)
申請期間		車両導入から6か月以内	設備の設置前 ※①・②を合わせて導入する場合は、車両導入前に申請してください。	

5. 生ごみ処理機器購入設置補助金

生ごみ減量化と堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理機を購入設置する費用の一部を補助します。

対象者	村内に住所を有し、過去3年度内に同補助を受けていない世帯の世帯主
補助対象となるもの	電動生ごみ処理機または電動以外のコンポスト等の生ごみ処理機(未使用品)
補助金額	購入金額の2分の1 ※電動生ごみ処理機器は1世帯につき1台(上限3万円)まで、電動以外の生ごみ処理機器は同一年度内に1世帯2台(上限4,000円/台)までとなります。
申請期間	購入または納入した日から30日以内

6. 生垣設置補助金

住宅の敷地の境界等に生垣を設置する費用の一部を補助します。

対象者	村内の住宅用地に生垣を設置しようとする個人で、▽新築等で新たに生垣を設置する▽既存のブロック塀等に代えて生垣を設置する——のいずれかに該当する方
補助対象となるもの	公衆用道路または個人の敷地に面し、延長2メートル以上かつ樹高90センチメートル以上で、1メートルあたり2本以上植栽した生垣
補助金額	3,000円/メートル(上限5万円)
申請時期	生垣の設置前

【申し込み・問い合わせ】

月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添えて、環境政策課環境計画・緑化推進担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1454)へ申し込みください。

※▽生ごみ処理機器については、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)へご連絡ください。▽いずれの補助金も、予算に達し次第、受け付けを終了します。